第

4 3 9 3

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年12月27日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

☆ ケイマン諸島との租税協定

Q:あの租税回避地として有名なケイマン 諸島と租税協定を結んだと聞きました。これ からどうなるのですか?

A:租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び追訴に関連する情報を交換し合い脱税防止が図られます。

【解説】

ケイマン諸島は、西インド諸島を構成する 諸島の一つで、グランドケイマン島、ケイマ ンブラック島、リトル ケイマン島の3島から なるイギリスの植民地です。

近年、わが国では国際的租税回避に向けて各国と情報交換協定を積極的に結んできていますが、古くから租税回避地として有名なこのケイマン諸島とも、この度、租税協定(「脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定」)を結ぶこととなりました。

今後は、租税の決定、賦課及び徴収、租税 債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及 び追訴に関連する情報等について、情報を交 換し合い、国際的な脱税及び租税回避行為の 防止が図られることになります。

海外での調査には、調査の適当な部分に情報提供を要請した側の権限のある当局の代表者が立ち会うことも認められるようになります。







